

提供様式

1. 許可申請書（1）
2. 許可申請書（2）
3. 別紙
4. 添付資料一覧
5. 営農計画書
6. 委任状・宛名記載の返信用封筒

農地法第3条の申請にあたって

土浦市農業委員会

農地法第3条による農地の所有権移転は、耕作者自らによる耕作目的のための農地所有を認めるのが審査内容となります。よって、一度農地の所有権を取得した者は、その農地を5年以上自ら作付けする必要があることに留意して申請してください。

また、5年5作後に離農する場合、農地の利用方法は、農地としての売渡または農地としての貸付けのみ認めますので、重ねて留意願います。

申請書の記入要領

本様式を印刷して手書きにて記入するか、Wordにて必要事項を入力後、印刷してください。
提出は、1部です。

許可申請書（1）

1 当事者 <譲渡人>、<譲受人>欄

「譲渡人」：売る人、貸す人について記入又は入力してください。

「譲受人」：買う人、借りる人について記入又は入力してください。

押印は必要ありません。

譲渡人、譲受人が2人以上である場合には、代表者1名の氏名を記入又は入力し、「外何名」と記入又は入力してください。押印は必要ありません。

競売、民事調停、遺贈等による単独行為での申請の場合は、<譲渡人>欄は記載不要ですが、当該競売、民事調停、遺贈等を証する書面を添付してください。

2 「本文」

「所有権」、「賃借権」、「使用貸借により権利」、「その他使用収益権（ ）」、「設定（期間 年間）」、「移転」は、該当する内容を丸で囲んでください（Wordの場合、フォントの囲み線が便利です）。

3 「1 当事者の氏名等」

譲渡人、譲受人に上記 当事者<譲渡人><譲受人>に記載した人の氏名、年齢、職業、住所を記入又は入力してください。

職業は、専業農家は「農業」、主業農家は「農業兼〇〇業」と記入又は入力し、「〇〇業」は、具体的に業種が分かるように記入又は入力してください。例：「小売業」、「建設業」上記、「1 当事者」欄に、「外何名」とした場合には、「外別紙のとおり」と記入又は入力して、別紙1に代表者以外の全員を記載してください。押印は必要ありません。

【別紙1】の「当事者の別」は、「譲渡人」または「譲受人」と記入又は入力してください。

【別紙1】の行が余る場合には、空白行の先頭行に「以下余白」と記入又は入力してください。

4 「2 許可を受けようとする土地の所在等」

「所在・地番」、「地目（登記簿）」、「面積」は添付する全部事項証明書の記載とおりに記入又は入力してください。「地目（現況）」は、目視による状況を記入又は入力してください。

「所有者の氏名又は名称」欄には全部事項証明書上の所有者を記入又は入力し、全部事項証明書上の所有者が現所有者と異なる場合には〔 〕に現所有者を記入又は入力し、処分権限を証する書類(注)を添付してください。

(注) 例：遺産分割協議書、同意書

【別紙2】を使用する場合には、当表の記載は、所有者ごとにまとめて別紙1の記載人の順番と同じ順に記入又は入力してください。

持分譲渡である場合には、該当土地の備考欄に譲渡に係る持分を記入又は入力してください。

行が余る場合には、空白行の先頭行に「以下余白」と記入又は入力してください。

行数が不足する場合には、表中に「外別紙のとおり」と記入又は入力し、続きを別紙2に記入又は入力してください。この場合も、行が余る場合は、空白行の先頭行に「以下余白」と記入又は入力してください。

5 「3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」

契約の種類：売買、贈与、賃貸借、使用貸借、その他を記入又は入力してください。

権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記入又は入力してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記入又は入力してください。

許可申請書（2）

6 「1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況」

この表には、農業委員会を通して正規に手続きをしている農地のみを記載してください。

自作地：買う人・借りる人やその家族が所有している農地の内、耕作している農地について記入又は入力してください。

貸付地：買う人・借りる人やその家族が所有している農地の内、人に貸していて耕作されている農地について記入又は入力してください。

非耕作地：現在農業の用に供されていないものについて、筆ごとに記入又は入力し、状況理由を詳細に記入又は入力してください。

行数が不足する場合には、表中に「外別紙のとおり」と記入又は入力し、続きを[別紙3]に記入又は入力してください。この場合も、行が余る場合は、空白行の先頭行に「以下余白」と記入又は入力してください。

8 「1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」

「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

9 「信託契約の内容」

該当する場合のみ記入又は入力してください。

10 「転貸の有無」

譲受人が当該地を転貸する場合には、別紙が必要になります。

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

土浦市農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>

<譲受人>

住所

住所

氏名

氏名

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃借権
使用貸借により権利
その他使用収益権() } を { 設定(期間 年間)
移転 } て

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。（該当する内容に○を付してください。）

記

1 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人						
譲受人						

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の額 (円) [10a 当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者の氏名又は名称]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
				[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を設定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地	自作地				
	貸付地				
		所在・地番	地目		面積 (㎡)
		登記簿	現況		
	非耕作地				

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	借入地				
	貸付地				
		所在・地番	地目		面積 (㎡)
		登記簿	現況		
	非耕作地				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載とともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物									
権利取得後の面積(m ²)									

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類					
	確保しているもの	所有 リース				
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有 リース					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについて記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在： 状況：	(農作業経験の状)
	増員予定： 状況：	(農作業経験の状)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在： 状況：	(農作業経験の状)
	増員予定： 状況：	(農作業経験の状)

- ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移動しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	k m	平均移動時間
------	-----	--------

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
〔所要の面積〕とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）

年 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）、5（下限面積要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- (3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。
- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
 - 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
 - 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

当事者の別	氏名	年齢	職業	住所	備考

[別紙2]許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		備考
			登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
計	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	合計	㎡	

[別紙3]世帯員等の農地（採草放牧地）の状況のうち非耕作地

所在・地番	所有地 借入地	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		

この別紙は、令和 年 月 日付け農地法第3条の規定による許可申請書の一部である。

農地法第3条許可申請添付書類一覧表

兼チェックリスト

連絡先氏名	
電話番号	()

必須資料等

種 類		備 考	申請者 チェック欄	農 委 チェック欄
1	登記事項証明書	・全部事項証明書を法務局で取得してください。 ・登記事項証明書の所有名義人と申請人の住所、氏名が異なる場合には、登記名義人と申請人の関係付けを証する書類が別途必要です。 例：住所のみが異なる場合：住民票、戸籍の附票等 相続登記未了の場合：相続登記に必要な書類一式		
2	位置図	住宅地図の写し等に場所を明記してください。		
3	営農計画書	事業計画は、より具体的に記入してください。		
4	委任状	窓口に来ない方からいただいでください。例：譲受人が窓口に来られる場合は、譲渡人が委任者の委任状。		
5	農機具保管場所位置図	現地調査を行いますので、保管場所を明示してください。		
6	申請地の位置出し	現地調査を行いますので、申請地の範囲が分かるように、位置出しと目印の設置をしてください		
7	農地法第3条の申請にあたって	譲受人が耕作者として5年5作をすること。また、5年5作後離農する場合は農地としての売渡または農地としての貸付けのみ認められることを確認しました。		
8	許可書等の受取方法	【郵送受取の場合】 窓口省力化のため、許可書等は基本的に郵送させていただいておりますので、返信先を記入した封筒に切手を貼ってご用意ください。		
		【窓口受取の場合】 やむを得ず窓口受取を希望する場合は、許可書等ができましたら連絡いたしますので、申請時代理人が写真付本人確認書類を持参のうえ窓口にお越しください。		

単独申請の場合の追加資料

種 類		備 考	申請者 チェック欄	農 委 チェック欄
1	売却決定の期日調書又は特別売却調書の写し	競売・公売の場合		
2	有効な遺言書の写し	特定遺贈の場合		
3	判決書の写し	確定判決の場合		
4	和解調書又は認諾調書の写し	裁判上の和解若しくは請求の認諾による場合		
5	調停調書の写し	民事調停が成立した場合		
6	家事審判書又は調停調書の写し	家事審判の確定又は調停が成立した場合		

買う人・借りる人が土浦市外にお住まいの場合の追加資料

種 類		備 考	申請者 チェック欄	農 委 チェック欄
1	通作経路図	地図の写しに、自宅から申請地までの経路が分かるように経路を記入してください。		

●申請時の注意

- ・許可申請の締切は毎月25日です。(閉庁日の場合はその前日)
- 書類不備等により受付できない場合には翌月以降に先送りとなりますので、事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

連絡先：土浦市農業委員会事務局 TEL:029-826-1111 (市役所代表)

営農計画書（農地法第3条に係る）

令和 年 月 日

土浦市農業委員会会長 殿

申請者	住所			連絡先 (携帯)	
	フリガナ		フリガナ		
	個人・法人名		代表者氏名 (法人の場合)		

1. 事業計画 ※より具体的に記入してください

その土地で営農を 選択した理由	
農作業に関する 技術の取得状況	
販売先 (計画を含む)	

2. 作付及び労働計画

(1) 作付計画										
作付作物	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	作付面積 (m ²)	収穫高 (kg)	作付面積 (m ²)	収穫高 (kg)	作付面積 (m ²)	収穫高 (kg)	作付面積 (m ²)	収穫高 (kg)	作付面積 (m ²)	収穫高 (kg)
(2) 労働計画										
	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
従事日数	日		日		日		日		日	
従事者数	人		人		人		人		人	
農作業に従事する者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離										km

委任状

私は、(住所).....

(氏名).....

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

1. 下記土地に係る農地法第3条の規定による許可申請に係る一切の権限

所在:

地番:

地目:

地積:

以上

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

電話番号

※不動産が複数ある場合、不動産の表示欄は、「別紙のとおり」とし、すべての農地に関して、上記4項目を記載した別紙を委任状に左綴じし、割り印を押印してください。